

宮崎市一般廃棄物処理施設維持管理等基金条例

(設置)

第1条 次に掲げる目的を達成するため、宮崎市一般廃棄物処理施設維持管理等基金（以下「基金」という。）を設置する。

- (1) エコクリーンプラザみやざきの維持管理、大規模修繕及び解体撤去に要する経費の財源に充てること。
- (2) エコクリーンプラザみやざきの周辺地域の振興に関する事業に要する経費の財源に充てること。

(積立て)

第2条 前条第1号に掲げる目的を達成するための基金（以下「第1号基金」という。）として積み立てる額は、公益財団法人宮崎県環境整備公社の解散に伴い譲渡された現金の額とする。

2 前条第2号に掲げる目的を達成するための基金（以下「第2号基金」という。）として積み立てる額は、一般廃棄物の処理に係る事務の委託に伴い綾町及び西都児湯環境整備事務組合から納付された負担金のうち予算で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 市長は、次に掲げる場合に限り、基金の全部又は一部を処分することができる。

- (1) 第1号基金については、第1条第1号に掲げる目的のために必要があると認めるとき。
- (2) 第2号基金については、第1条第2号に掲げる目的のために必要があると認めるとき。

(委任)

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(宮崎市佐土原廃棄物処理施設周辺地域振興基金条例の廃止)

2 宮崎市佐土原廃棄物処理施設周辺地域振興基金条例（平成17年条例第102号）は、廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の宮崎市佐土原廃棄物処理施設周辺地域振興基金条例による基金に属していた現金は、この条例による第2号基金に積み立てられた現金とみなす。